

桶川市介護保険の住宅改修支援業務に関する要綱

(平成13年1月16日市長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険の居宅要介護被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。）及び居宅要支援被保険者（法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。）について、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第75条第1項第3号又は第94条第1項第3号に規定する書類（以下「理由書」という。）の作成その他の住宅改修支援業務を行った者に対して、業務に係る手数料を支払うことにより、当該住宅改修の利用を促進することを目的とする。

(住宅改修支援業務の内容)

第2条 住宅改修支援業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者が、法第45条又は第57条の住宅改修を行うに当たり、当該被保険者の日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を勘案し、適切な住宅改修となるよう助言する業務

(2) 理由書の作成業務

(支払の対象者)

第3条 支払の対象となる者は、次の各号のいずれかに掲げる資格を有し、住宅改修について十分な専門性があると市長が認める者とする。

(1) 介護支援専門員

(2) 地域包括支援センターの担当職員

(3) 作業療法士

(4) 理学療法士

(5) 社会福祉士

(6) 福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上の有資格者

(7) 前各号に準ずる有資格者

(手数料)

第4条 市長は、居宅介護支援の提供を受けていない要介護者又は介護予防支援の提供を受けていない要支援者に対して前条各号に掲げる者が第2条の業務を行ったときは、その属する指定居宅介護支援事業者等に対し、第2条第2号の業務1件につき、2,000円を支払うものとする。

(支払の手続)

第5条 支払を受けようとする指定居宅介護支援事業者等は、当該住宅改修の竣工した月の翌月の末日までに、別記様式の介護保険住宅改修支援業務手数料請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査し、支払の可否を決定するものとする。

3 前項の規定に基づく支払の決定の通知は、その支払をもってこれに代える。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成13年1月1日以降の住宅改修の着工分から適用する。

附 則（平成16年1月27日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、平成15年4月1日以降の住宅改修の着工分から適用する。

附 則（平成24年4月1日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、平成24年4月1日以降の住宅改修の着工分から適用する。

附 則（令和4年5月31日市長決裁）

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の桶川市介護保険の住宅改修支援業務に関する要綱に定める様式に基づいて交付された用紙は、この要綱の規定

にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式（第5条関係）

介護保険住宅改修支援業務手数料請求書

年 月 日

桶 川 市 長

指定居宅介護支援事業者
所在地・代表者氏名

㊞

介護保険の住宅改修支援業務の手数料として、次のとおり請求します。

1 請求金額(税込) _____ 円

2 年 月住宅改修実施分

3 手数料の内訳（1件2,000円）

被保険者の氏名	被保険者番号	市確認欄
計(件)	円	
消費税額	円	
合 計	円	

4 口座振替依頼欄

銀行・農協 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	種 目	口 座 番 号
		1 普通預金 2 当座預金	
フリガナ 口座名義人			